

III 研究ノート III

西洋民主主義の終焉

澤 喜司郎

はじめに

民主主義 (democracy) とは一般に、国民主権のもとに政治が行われることとされ、国民主権とは国家の主権が国民に属し、その意思決定は構成員の合意により行われる体制・政体を指すとされています。そして、現在では民主主義国家と呼ばれている多く国家では、議会制民主主義が採用され、重要な決定に関しては国民投票や住民投票などの直接民主主義を組み合わせた制度が憲法や法律などで定められています。なお、議会制民主主義とは主権を持った国民から選ばれた代表から構成される議会を中心に行われる民主政治とされています。

在日米大使館は「世界各地のさまざまな民主主義制度には微妙な違いがあるが、民主主義政府を他の形態の政府と区別する一定の原則と慣行が存在する」「民主主義諸国のあり方は多様で、それぞれの国の独自の政治・社会・文化生活を反映している。民主主義諸国の基盤は、画一的な慣行ではなく、基本的な諸原則の上に置かれている」としています。¹⁾

1) その原則として、「民主主義とは、市民が直接、もしくは自由選挙で選ばれた代表を通じて、権限を行使し、市民としての義務を遂行する統治形態である」「民主主義とは、人間の自由を守る一連の原則と慣行である。つまり、自由を制度化したものと言ってもいい」「民主主義は、多数決原理の諸原則と、個人および少数派の権利を組み合わせたものを基盤としている。民主主義国はすべて、多数派の意思を尊重する一方で、個人および少数派集団の基本的な権利を熱心に擁護する」「民主主義国は、全権が集中する中央政府を警戒し、政府機能を地方や地域に分散させる。それは、地域レベルの政府・自治体が、市民にとって可能な限り身近で、対応が迅速でなければならないことを理解しているからである」「民主主義国は、言論や信教の自由、法の下で平等な保護

このような民主主義の概念は、イギリス革命（清教徒革命・名誉革命）、アメリカ独立革命（独立戦争）、フランス革命など西洋の近代市民革命を通して広まり²⁾、その意味で一般に言われている民主主義とは西洋民主主義を意味しています。また、民主主義を確立したとされる英米仏は第二次世界大戦後までアジアやアフリカの国々を植民地支配していたことから、一般に言われている民主主義は白人のためのもので、非白人のためのものではないという意味で白人民主主義と呼ぶべきものです。³⁾

また、民主主義はそれぞれの国の独自の政治・社会・文化生活を反映するため、そのあり方は多様ですが、欧米諸国は西洋民主主義を絶対的なものとして他国に押し付けていることが問題視されています⁴⁾。本稿では、西洋民

を受ける権利、そして政治的・経済的・文化的な生活を組織し、これらに全面的に参加する機会などの基本的人権を擁護することが、国の最も重要な機能のひとつであることを理解している」「民主主義国は、すべての市民に対して開かれた、自由で公正な選挙を定期的実施する。民主主義における選挙は、独裁者や単一政党の隠れみのとなる見せかけの選挙ではなく、国民の支持を競うための真の競争でなければならない」「民主主義は、政府を法の支配下に置き、すべての市民が法の下で平等な保護を受けること、そして市民の権利が法制度によって守られることを保障する」「民主主義国の市民は、権利を持つだけでなく、政治制度に参加する責任を持つ。その代わり、その政治制度は市民の権利と自由を保護する」「民主主義社会は、寛容と協力と譲歩といった価値を何よりも重視する。民主主義国は、全体的な合意に達するには譲歩が必要であること、また合意達成が常に可能だとは限らないことを認識している。マハトマ・ガンジーはこう述べている。『不寛容は、それ自身が暴力の一形態であり、真の民主主義精神の成長にとって障害となる』」があげられています。Bureau of International Information Programs "Principles of Democracy ", <http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-principles1.html>

- 2) 市民革命とは、封建的・絶対主義的国家体制を解体して、近代的市民社会をめざす革命を指す歴史用語で、一般に啓蒙思想に基づく、人権、政治参加権あるいは経済的自由を主張した「市民」が主体となって推し進めた革命と定義されています。
- 3) 民主主義を一つの価値観（文化）とすれば、西洋には共通のキリスト教的価値観があり、そのため西洋民主主義を一元的民主主義、宗教が多様な東洋の民主主義を多元的民主主義と呼ぶことができます。
- 4) 黄文雄氏は「日本の議会民主制は、戦後アメリカから与えられたものとよく誤解されるが、それは誤解というよりも曲解である。日本の民主制度は、日本文化の所産であり、西洋とは異質なものである。フランスの民主主義は市民が国王から奪ったものであり、イギリスの民主主義は貴族間の妥協の産物であるのに対し、日本の民主主義は日本の伝統文化の産物として、神代の神議から今日に至るまで、日本文化の歴史の申し子そのものである。幕末の『大政奉還』の五箇条御誓文や帝国憲法にも明記されている。けっして戦後に実現したものではない」としています（『犯中韓論』幻冬舎ルネッサンス新書、2014年）。

主義の押し付け、西洋民主主義に内在する限界、西洋民主主義の終焉について若干の検討を試みることにします。

1 戦勝国が作る歴史と戦勝記念式典

戦勝国が歴史を作るということは、現在では誰もが知っています。その作った歴史の正当性を誇示し、既成事実化するために行われているひとつのイベントが戦勝記念日の式典です。式典が開催されるのは、歴史の真実を隠蔽し、歪曲・改竄・捏造した歴史を正当化し続ける意思を互いに確認するためです。また、戦争が終わって70年近くが経ちましたが、国際連合憲章で敵国とされた日本とドイツに米国は何万人もの米兵を駐留させ、表向きは「冷戦構造の下での国際の平和と安全」などと言っていましたが、それは歴史の真実が明らかにならないように日本とドイツを監視するためです⁵⁾。ここには、戦勝国と敗戦国という善悪二元論（究極的には善神勝利一元論）的な考え方がみられます。⁶⁾

- 5) それは、日本については1951年9月8日署名、1952年4月28日発効の「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（旧日米安全保障条約）にみられ、同条約の前文は「日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の時において固有の自衛権を行使する有効手段をもたない。無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する」とし、第一条は「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒擾を鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる」としています。
- 6) 2005年9月3日の中国人民抗日戦争及び世界反ファシズム戦争勝利60周年記念大会で、胡錦濤国家主席は談話を発表し、「中華民族は昔から一貫して、正義を尊び、平和を愛しているが、けつて、強暴な勢力を恐れず、いかなる外来の圧力にも屈服しない。中国は揺るぎなく平和発展の道を歩んでいる」「中国人民抗日戦争の偉大な勝利は中華民族全体の団結奮闘の結果であり、中国人民と世界反ファシズム同盟国人民が共に戦闘した結果でもある。抗日戦争の勝利は、世界反ファシズム戦争の勝利に大きな影響を与えた」と述べていました（『北京週報（日本語版）』2005年、No.36）。

2005年5月9日にモスクワで開かれた対独戦勝60周年の記念式典では、第二次世界大戦の勝ち組であるブッシュ米大統領とプーチン露大統領を中心に英国、フランス、中国が中央の席を占め、日本、ドイツ、イタリアの首脳は旧敵国として中央から外れた席次が与えられていました。追悼と和解を掲げた式典での露骨な戦勝国と敗戦国の区別が、まさに彼らが作った歴史の正当性を誇示し、既成事実化しようとするものです。なお、ロシアの近隣諸国にとって戦勝記念日は、ナチの暴虐からソ連の圧政に入れ代わった日に過ぎず、バルト3国のうち2国の首脳がモスクワでの「祝賀」をボイコットしたと言われています（「産経新聞」2005年5月21日）。

第一次世界大戦後にフランスと英国は「戦争に勝者はいない」という歴史的な教訓を捨ててしまい、それに拍車を掛けたのが第二次世界大戦後の米国です。第二次世界大戦中に米国は国際法に違反する密約（「クリミア会議の議事に関する議定書中の日本国に関する協定（ヤルタ協定）」1945年2月）をソ連と結び、ソ連は国際条約（「大日本帝国及びソヴェト社会主義共和国連邦間中立条約」1941年4月）を無視して対日戦に参戦し、参戦していない中華人民共和国が戦勝国と勝手に名乗っています。そして、米国、英国、フランス、ロシア（旧ソ連）、中華人民共和国（かつては中華民国）が国連安全保障理事会常任理事国で、戦勝国と自負している米英仏露が世界の歴史を作り変えてしまいました。⁷⁾

他方、2014年6月6日午前に、ノルマンディー上陸作戦70年記念式典がフランスと米国によって開かれ、オバマ米大統領は「われわれの勝利は、20世紀を決定づけただけでなく、後世の安全保障を形づくった」「われわれは、かつての敵を新しい同盟国に変えるために取り組み、新たな繁栄を築いた。この70年で民主化の動きが広がった」と述べていました⁸⁾。この後、フランス

7) 中国共産党は2005年5月7日に、抗日戦争・反ファシスト戦争勝利60周年記念活動を積極的に進めるよう関係部局に通知し、内外の記念活動を通して「戦勝国」の立場をアピールし、国際社会に「大国」としての地位を示す方針だと言われていました（「時事通信」2005年5月8日）。

8) 全体式典に列席していたオバマがガムを噛んでいる様子がテレビに何度も写り、「礼儀を欠く」「恥知らず」という批判が出ていたと言われていました（「読売新聞」2014年6月8日）。

と米国以外の国々も参加するフランス政府主催の全体の記念式典が開かれ、英エリザベス女王やオバマ大統領、ロシアのプーチン大統領、メルケル独首相、キャメロン英首相、ハーバー・カナダ首相、アボット豪首相など20か国の首脳や兵士が招かれ、恩讐を超えて作り上げられてきた欧州白人社会の欺瞞的な和平体制が演出されていました⁹⁾。フランスがノルマンディー上陸作戦70年記念式典にこだわるのは、フランスが敗戦国であった事実を隠蔽し、フランスを戦勝国として誇示するためです。

この式典にドイツが列席するようになったのは2004年の60年記念式典からで、シュレーダー首相は「私たちドイツ人は誰が戦争を起こしたか知っている。その歴史を前に、責任を自覚して受け止める」と語り、旧敵国ドイツの首脳として初めて列席しました。しかし、ドイツは1984年の40年記念式典に初めて招待されましたが、当時のコール西独首相は「多くのドイツ兵が命を落とした戦場で、他国が勝利を祝う式典をドイツの首相が祝う理由はない」と出席を拒否し、1994年の50年記念式典もコール氏は参加を見送りました。また、ロシアが招待されるようになったのも60年記念式典からです。¹⁰⁾

2 欧州議会選挙と反EUの躍進

欧州連合 (EU) には、各国首脳らで構成する最高意思決定機関の欧州理事会、各国閣僚級の閣僚理事会、行政執行機関の欧州委員会、加盟28か国

9) 第二次世界大戦で連合国がドイツを降伏させ、欧州の勝利を記念する日が5月8日で、ドイツでは5月8日が「敗北の日」とされています。西ドイツ大統領リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーは、1985年5月8日の終戦40周年記念日に「荒れ野の40年」という演説を行い、5月8日をナチ体制からの「解放の日」と呼び、2005年の終戦60周年記念日にはホルスト・ケーラー大統領が連邦議会での演説で初めて戦場で戦死したドイツ軍将兵、連合軍の空襲で死亡した一般市民にも言及し、彼らも「ナチズムと戦争の被害者」と述べ、追悼の意を表しました。これは、ドイツでは自らを被害者として戦争責任をすべてナチス・ドイツに転嫁したことを意味しています。

10) 2014年6月26日にベルギー西部のイーベルで欧州連合加盟の28か国の首脳が集まり、第一次世界大戦の追悼式典が開かれましたが、セルビア人自治共和国のドディック大統領は「セルビア人を悪者にする」式典への招待をセルビア大統領とともに断りました（「読売新聞」2014年6月28日）。

(2015年1月現在)の選挙で選ばれた議員で構成される立法機関の欧州議会の主要4機関があります。欧州理事会が方針を決定し、欧州委員会が法案や予算案を作り、閣僚理事会が各国政府と調整した法案などが欧州議会で形式的な審議により議決されてきました。しかし、欧州議会の権限はEUの条約を改正するたびに拡大され、2009年発効のリスボン条約は欧州議会に閣僚理事会とほぼ同等の権限を与え、多くの法案は欧州議会と閣僚理事会の両者が承認しないと成立しなくなりました。¹¹⁾

この欧州議会選挙の投票が2014年5月22日に英国とオランダで始まり、25日までにEU加盟の全28か国で順次行われました。中道右派の「欧州人民党」と中道左派の「社会民主進歩同盟」の二大会派が議席の過半数を占める構図に変わりはないと言われていましたが、経済危機後に高まった市民の不満を受け、反EU政党や欧州統合に懐疑的なEU懐疑派、移民排斥を訴える極右政党がどこまで議席を伸ばすかが注目されていました。

反EU政党の台頭には理念先行の欧州統合への反発があり、それはEUが第二次世界大戦後に「不戦欧州」を実現し、通貨ユーロの導入で強い経済圏建設を目指してきましたが、平和が当たり前の時代になり、ユーロ危機で緊縮財政と高失業率の痛みが庶民を直撃すると、「EUこそが元凶」との不満が広がったからです。EU全体の調査では「EUを信用する」と答えた人は2007年には57%でしたが、2013年には31%に低下していました。また、欧州議会選挙が注目されていたのは、EU懐疑派が議席を増やせば、今後のEU統合の行方にも影響を及ぼす可能性があり、また英国やフランスではEUへの批判が

11) 欧州議会議員の任期は5年で、2014年の選挙は8回目の選挙になります。議員定数は751議席で、1979年の410人から増加しています。議席数は各国の人口に応じて配分され、最多はドイツの96議席、次いでフランスの74議席、イギリスの73議席と続き、最少はルクセンブルグ、マルタ、キプロス、エストニアの6議席です。各国とも議席は政党の得票率に比例して配分される比例代表制で、有権者は18歳以上（オーストリアは16歳以上）です。

議員は各国の政党から立候補しますが、出身国に関係なく国家横断的な政治会派の結成が認められ、会派結成には25人以上の議員で加盟国の1/4（7か国）を満たす必要があります。現在は7会派があり、最大会派はドイツのキリスト教民主同盟やフランスの国民運動連合などによって結成された中道右派の「欧州人民党」で、欧州経済危機では南欧の緊縮財政を主張していました。

強く、極右政党が国内第1党に躍り出る可能性があったからです。

選挙の結果、最大会派で中道右派の「欧州人民党」と中道左派の「社会民主進歩同盟」が過半数を占めました。英国、フランス、デンマーク、ギリシャでは極右政党や反EU政党、EU懐疑派が議席を伸ばし、全議席の3割近くを占めました。¹²⁾

この結果を受けて、キャメロン英首相は26日に「有権者がEUに幻滅しているのがよく分かった」と語り、支持率を回復するためにルーマニアなどEU内の所得の低い国からの移民規制を強化する法案を近く下院に提出する予定と述べ、またオランダ仏大統領が「EUそのものや国内の政治に対する不信の表れだ」と述べていたように、英国やフランス、デンマークなど欧州の北部では、EU域内を自由に移動して他の加盟国で働く人々(移民)に対して「われわれの職を奪い、社会保障を貪っている」という反移民感情が広がり、これは欧州統合の基本理念である「人、モノ、資本、サービスの自由な移動」という原則への不満を表しています¹³⁾。言い換えれば、EUにおける移民問題が極右政党や反EU政党、EU懐疑派の躍進の背景にあり、これは西洋民主主義つまり白人民主主義の限界を示すものと言えます。

欧州議会に21議席を持つハンガリーのオルバン政権は中央銀行や司法の独立を制限したり、政権批判をする報道に懲罰を与えたりするなど、欧州の価値観に反する強権化を進め、そのため欧州議会は2013年に「ハンガリーは表現の自由や民主主義の価値観に逆行している」と、異例の批判を込めた報告書を採択しました。これに対して、オルバン首相は「ハンガリーはEUの一

12) 英国ではEU脱退を主張する英国独立党が得票率27.5%で首位となり、フランスでは反EUや移民排斥を掲げる「国民戦線」が得票率25.4%で始めて首位となり、ルペン党首は25日夜に「有権者は自分たちの運命を自分たちの手に取り戻そうと声を上げ、EUからの指図はもはや望んでいないということを示した」と勝利宣言をしました。デンマークでは、非白人移民の国外追放や反イスラム主義を主張する国民党が得票率26.6%で首位となり、ギリシャではEUが南欧に求める緊縮財政に対して反緊縮を主張する左派「急進左派連合」が得票率26.5%で首位となりました。

13) また、イタリアやギリシャなど南の国々では財政・債務危機の再発を防ぐ緊縮財政や構造改革の痛み、つまり「経済優等生であるドイツ流の処方箋をエリート集団のEUが押し付けた」と言われていました(「読売新聞」2014年5月27日)。

員だが、人質ではない」と反発しました（「読売新聞」2014年5月24日）。つまり、これはEUが加盟各国の文化を無視して経済的効率のみを追求すると同時に、暗黙的に西洋民主主義（EUの価値観）を絶対的な善とする考え方の押し付けに対する反発を意味します。

3 戦略的パートナーシップ協定と人権条項

EUと日本が貿易自由化に向けた経済連携協定（EPA）と同時並行で締結交渉を行っている戦略的パートナーシップ協定（SPA）に、EUが日本で人権侵害や民主主義に反する事態が起きた場合にはEPAを停止できる人権条項を設けるよう主張し、EUで人権侵害が起きれば日本もEPAを停止できるとして日本に理解を求めています¹⁴⁾。経済的利益と引き換えに民主化を迫るのは、開発途上国や新興国に対するEUの基本的な戦略で、人権条項は開発途上国や新興国との協定では不可欠の要素とされています。

EU当局者は、日本に対して人権条項が発動される事態は考えにくいと説明していますが、EUは日本で死刑が執行されるたびに「死刑は残酷で非人道的だ」と批判する声明を発表しているため、死刑廃止を目指すEUがEPA交渉を利用して日本に圧力を掛けていると言えます。日本は、EUが米国との自由貿易協定（FTA）交渉ではSPAの締結を求めていないにもかかわらず、先進7か国（G7）メンバーの日本に開発途上国や新興国向けの政策を適用しようとするEUの姿勢に憤慨し、猛反発しています（「時事通信」2014年

14) 人権条項とは、2014年4月17日に欧州議会総会で可決された「EUと日本の戦略的パートナーシップ協定の交渉に関する会議、委員会及び欧州対外行動局に対する欧州議会の勧告」（2014/2021（INI））が基になっています。この中の「人権と基本的自由」の項目で、「(q) 人権の尊重、民主主義、基本的自由、良き統治及び法の支配という共有の価値観を再確認し、これら価値観を世界的に促進し、保護することに向けて活動し、(r) 民主主義の最重要の要素である男女平等を促進し、(s) 人権と民主主義に関する相互条件と政治条項を含む協定の規定を交渉して、これら価値観への相互のコミットメントを再確認し、協定の安定性を守るための適切なセーフガードを採択して、そのような条件がいずれかの側から乱用されないようにし、そのような条件がEUのこの問題への共通のアプローチの精神に則って日本との戦略的パートナーシップ協定の一部となるよう主張する」とされています。

5月5日)。

人権と死刑に関する駐日欧州連合代表部の「EUから日本へのメッセージ」(要旨)では、「死刑廃止の是非は世論調査によって決めるべき問題ではなく、死刑制度の廃止は国家としての主義の問題です。日本政府は、この問題が公開の場で偏見なしに議論されるようイニシアティブを取るべきです。そのような議論を可能にするために、また、日本でも無実の人に有罪判決が下されたことがある点を考慮して、EUは日本に対し死刑廃止への第一歩として1993年に解除された事実上のモラトリアムを再導入するよう要請します。それがかなわなければ、少なくとも、死刑執行の際に一定の最低基準(絞首刑の廃止)を遵守するよう求めます。もし、世界で最も尊重されている人権機構の一つである欧州評議会がかねてからの警告を実行に移し、日本のオブザーバー資格を取り消すことになれば、とても残念なことになります¹⁵⁾と、日本に死刑制度の廃止を脅迫的に求めています。¹⁶⁾

EUが米国とのFTA交渉ではSPAの締結を求めず日本に求めているのは、一部のEU加盟国が日本を「野蛮で獣的な国」(1942年1月の連合国共同宣言)と考えているからです。EUは、死刑存置国に対して最低の基準として「死刑は、犯行の時点で死刑によって罰せられることが規定されていた犯罪に対してのみ適用する」ことの遵守を求めています。現在のEU加盟国を構成

15) <http://www.euinjapan.jp/world/human/penalty/>

16) 欧州評議会の警告とは、欧州評議会が日本および米国に対して2003年1月までに死刑の執行を停止し、死刑廃止に向けた措置を取らない場合には欧州評議会全体における両国のオブザーバー資格を問題にする旨の決議(2001年6月採択)を言い、欧州評議会のオブザーバー国で死刑を存置しているのは日本と米国だけです。

また、国連欧州本部の自由権規約委員会は2014年7月24日に日本政府に対して「最終見解」と題した改善勧告を出し、その中で死刑制度の廃止を十分に検討することや、死刑が適用される罪の数を減らすことを求め、また人権上の配慮から死刑囚や家族に対して執行日時の事前通知や、死刑囚を特別な場合を除いて独房に閉じ込めないことなどを求めています。条約機関である同委員会の勧告には法的拘束力はなく、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)第6条第2項は「死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる」と規定しています。

員とする連合国は大東亜戦争後の極東国際軍事裁判で「平和に対する罪」という事後法によって多くの無実の人々を絞首刑にしました。その反省がなく一方的に日本に対して死刑の廃止を要求するのは、未だに「優等人種である白人が、劣等人種である非白人に文明を与えるのは義務である」という人種差別意識の表れです。これが西洋民主主義（白人民民主主義）の真の姿です。¹⁷⁾

西洋人は近代化を西洋化と考え、自らの社会規範を他国に押し付け、自分たちの意に背くものは近代化（西洋化）されていないと非難しています。現在に至っても見られる「われわれ（西洋人）から学べ」という態度はきわめて権威主義的で、これは西洋人の人種差別的な自惚れによるもので、その自惚れによって形成されたものが西洋民主主義（白人民民主主義）です。

4 国連人権報告書と慰安婦

国連欧州本部の自由権規約委員会は2014年7月24日に、同月15、16日に日本政府代表団に対して行った日本の人権状況に関する審査の最終見解と題した改善勧告を公表しました。慰安婦問題について、日本政府は「慰安婦の強制連行はなかった」と主張していましたが、1993年8月の河野洋平官房長官談話の「甘言、強圧によるなど、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くある」との矛盾を指摘し、勧告では「被害者の意思に反したそのような行為は、政府の直接的な法的責任を伴う人権侵害であると考えるに十分だ」とし、また慰安婦問題での人権侵害を調査し、責任者の処罰などを可能にする法的及び行政的措置を早急に取り求めるよう求めていました。¹⁸⁾

17) また、EUは「いかなる罪を犯したとしても、すべての人間には生来尊厳が備わっており、その人格は不可侵で、これはあらゆる人に当てはまることであり、有罪が決定したテロリストも、児童や警官を殺した殺人犯も、例外ではない」としています。テロリストが多くの人々を無差別に殺傷し、そのテロリストに武器を売っているのがEU主要国のフランス、ドイツ、英国、イタリアです。

18) また、国連の人種差別撤廃委員会は2014年8月29日に、人種差別撤廃条約の履行を調査する対日審査を踏まえ、慰安婦問題について日本政府による実態の認識や被害者への謝罪、補償が不十分であることに懸念を表明し、その上で元慰安婦の人権侵害調査、

条約機関である同委員会の勧告には法的拘束力はありませんが、「強制連行を示す資料が発見されていないにもかかわらず、河野談話が慰安婦募集の強制性を認めたことが突かれた形だ」（「産経新聞」2014年7月25日7時55分配信）とされています。これは、河野談話作成過程の検証作業で強制連行を実証する資料がなく、河野洋平が記者会見で強制連行を独断で認めたことが判明したにもかかわらず、河野談話を見直さず継承した安倍晋三政権の責任です。¹⁹⁾

勧告を出した自由権規約委員会は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）の人権委員会で、国際人権規約批准国を順番に審査し、2014年には2008年以来約6年ぶりに日本が審査対象になりました。国際人権規約は、世界人権宣言の内容を条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。「政治的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）と自由権規約は、1966年の国連総会において採択され、1976年に発効し、日本は1979年に批准しました。

自由権規約第15条第1項が「何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされることはない」と規定し、これは自由権規約に限れば、日本が批准する以前のことにについては審査・勧告の対象とならないことを意味し、自由権規約委員会が慰安婦問題を取り上げること自体が自由権規約に違反します。²⁰⁾

この日本の反論を封じ込めるかのように、7月15日の審査で日本政府が「性奴隷は不適切な表現」と発言したにもかかわらず、翌16日の審査で南ア

侵害に関与した責任者の訴追・処罰、元慰安婦に対する真摯な謝罪、すべての被害者とその家族への適切な補償、慰安婦への中傷や問題を否定する試みを糾弾するよう求めました。

19) この勧告について韓国の朝鮮日報日本語版（2014年7月25日8時30分配信）は、「これは先月、慰安婦の強制動員を認め謝罪した『河野談話』を検証するとの大義名分で、同談話を事実上なきものにした日本政府に対する、国際社会の警告と考えられる」と報じていました。

20) 中国メディア・新華網は、人権委員会が7月24日に日本政府に慰安婦問題の責任を負うよう呼びかけたことについて、日本政府が25日に国際人権規約に加入したのは1979年で、加入以前の事柄に対する適用力はなく「そのようにする義務はない」との見解を示したと報じていました（XINHUA.JP 2014年7月28日0時42分配信）。

フリカ委員のゾンケ・マジョディナは「旧日本軍が先の大戦前、大戦中に利用した組織的な性奴隷のシステムは、最も強制的な性奴隷であり、被害者に正義が拒否された例といわれる」「日本が被害者を慰安婦という遠回しな言葉ではなく、強制的性奴隷と適切に呼ぶべき時はもうとっくに来ている」「性奴隷については、極めて包括的で、最も広範な定義を包含している1926年の奴隷条約を参照してほしい」と述べ、日本を糾弾しました（「産経新聞」2014年7月26日17時0分配信）。マジョディナは、慰安婦（厳密には売春婦）を性奴隷に仕立て上げて日本が奴隷条約に違反していたと主張したいようですが、日本は奴隷条約を批准していないため同条約が日本に適用されることはなく²¹⁾、適用しようとすることは国際法に違反します。²²⁾

また、16日の審査終了後に傍聴していたスイス在住の日本人主婦、大坪明子さんがマジョディナに「あなたが『慰安婦は奴隷』と言ったのでとてもショックを受けました。本当に彼女たちはお金をもらっていなかったんですか」と質問しました。慰安婦が旧日本軍兵士の数十倍の月収を得ていたことは、米軍資料などにも記録されているため、マジョディナは「お金を受け取っていたかいないかは重要ではない。奴隷的な扱いを受けていたかどうかが問題で、『奴隷』に該当する」「その質問は重要ではないので答えない」と言い放ちました（「産経新聞」2004年7月26日12時20分配信）。連合国の一員だった南アフリカのマジョディナは、歪曲・改竄・捏造した歴史を正当化す

21) 奴隷条約は、奴隷制を「所有権に付属する一部又は全部の権限が、人に対して行使される場合のその人の状態又は状況」と定義し、売春を目的として取り引きされる被害者はこの定義にあてはまるとされています。この条約のもとで、締約国は「奴隷貿易を防止し、抑止」し、「すべての形態における奴隷制の完全な廃止」をもたらさなければならないとしています。この条約は「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正され、「1926年の奴隷条約の改正条約」（1953年採択、1955年発効、日本未批准）という形でも存在しています。また、奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約（1956年採択、1957年発効、日本未批准）は、女性を売却すること、児童を搾取の状態におくこと及び債務拘束行為について、締約国が国内法により刑事罰を科することを要求していました（中川かおり「人身取引に関する国際条約と我が国の法制の現状（総論）」『外国の立法』220号、2004年5月）。

22) 日本政府は「（慰安婦は）奴隷条約の定義にあてはまるものとは理解していない。それを前提に、性奴隷は不適切な表現であると改めて指摘する」と反論しました。

るために、論点をすり替えていました。²³⁾

ここにも、戦勝国の連合国(=国際連合)が善悪二元論的に連合国を「善」つまり正義、敗戦国の日本人を「悪」とする偽善的な西洋民主主義がみられます。²⁴⁾

5 国連人権報告書とヘイトスピーチ

国連欧州本部の自由権規約委員会は2014年7月24日に、同月15、16日に日本政府代表団に対して行った日本の人権状況に関する審査の最終見解と題した改善勧告を公表しました。ヘイトスピーチについて²⁵⁾、異なる人種や少数民族に対する差別的なデモが頻発していることや、Jリーグのサポーターらが掲げて問題となった「ジャパニーズ・オンリー」(日本人以外お断り)という表示、差別される側が「刑法、民法で十分に保護されていない」ことに

23) 国連は、自由権規約委員会にみられるように、一部の主張を掲げる人たちに恣意的に利用され、こうした勢力は委員会の報告書などの文書に自分たちの見解を盛り込ませるために委員らへの情報提供やロビー活動を行い、その結果を外で大々的に宣伝しているため、国連至上主義を信奉している日本では一方的な情報や主張によって作成され拘束力のない勧告でも、左翼・リベラル勢力にとっては政府に圧力をかける絶好の材料となってきたと言われています(「産経新聞」2014年7月26日17時0分配信)。また、「NGOによる委員洗脳の間」と揶揄されているNGOブリーフィングが対日審査に先だつて14日と15日に実施されていました(「産経新聞」2014年7月26日12時20分配信)。

24) また、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)の順守状況を点検する国連の人種差別撤廃委員会は2014年8月29日に、慰安婦問題に関する審査の最終見解と題した勧告を公表し、アジア女性基金による「償い金」の支給など日本側の取り組みを「留意する」とする一方で、「真摯な謝罪表明と適切な補償」を含む包括的な解決を目指し、慰安婦への中傷や問題を否定する試みを非難するよう求めました。8月20日と21日の対日審査では慰安婦が「売春婦」とも呼ばれていることなどに委員が懸念を示し、4回目となる同委員会の最終見解で慰安婦問題に初めて言及しました。なお、この勧告には法的拘束力はありませんが(「産経新聞」2014年8月29日23時46分配信)、問題は人種差別問題を扱う人種差別撤廃委員会がなぜ慰安婦問題に言及したかです。

25) ヘイトスピーチの明確な定義は日本にはありませんが、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)第4条の「一人種の優越性若しくは一人種の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種の憎悪及び人種差別(形態のいかんを問わない)を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝」と考えられています。

懸念を表明し、街宣活動やインターネット上での「差別、敵意、暴力を唆すような人種的優位の主張や憎悪をあおる言動」を禁じるよう促し、またヘイトスピーチに関わった個人や組織の訴追や、ヘイトスピーチや憎悪を広めた政治家や公務員の処罰するための法整備などを求めました。条約機関である同委員会の勧告の解釈は各批准国に委ねられ、勧告には法的拘束力はありません。²⁶⁾

また、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)の順守状況を点検する国連の人種差別撤廃委員会は2014年8月29日に人種や国籍などの差別を煽るヘイトスピーチと呼ばれる街宣活動に関し、法律で規制するよう日本政府に勧告しました。人種差別撤廃条約第4条は、「(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること」とヘイトスピーチを犯罪と規定して処罰立法措置を義務づけています。

しかし、日本はこの条約の加盟国ですが、第4条については「日本国憲法

26) 2014年2月27日に、米國務省民主主義・人権・労働局は「2013年国別人権報告書」を発表しました。同報告書は世界の200か国・地域を対象としたもので、「日本に関する部分」の中の「国籍・人種・民族に基づくマイノリティー」の項目で「日本に住む中国人、韓国・朝鮮人、ブラジル人、およびフィリピン人の永住者は、その多くが日本で生まれ育ち、教育を受けていたが、差別に対する法的な保護措置があるにもかかわらず、住居、教育、医療、および雇用の機会の制限など、さまざまな形で根深い社会的差別を受けた。日本に住むその他の外国人居住者や、外国人のように見える日本国民も似たような差別を報告しており、さらにホテルやレストランなど一般の人々にサービスを提供している民間施設への入場を、時には外国人お断りと書かれた看板によって禁じられた」と述べた。権威あるNGOは、差別が通常あからさまで直接的であると指摘して、差別の禁止に向け政府が何の措置も取らないことを引き続き批判した」としていました。この記述から明らかにように、同報告書には一部の供述者の言葉がそのまま掲載され、國務省が事実確認・検証をしていないという問題があります。

また、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」第1条第2項は「この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない」、同条第3項は「この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国の法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする」としています。

の下における『集会、結社及び表現の自由その他の権利』の保障に抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する」という留保の宣言を行っています²⁷⁾。そのため、勧告は留保の取り下げを要請し、ヘイトスピーチを法的に取り締まるために「刑法など法律の見直しへ適切な対応を取ることを勧告する」としていました。これは、日本の主権を侵害した西洋民主主義（白人民主主義）の押し付けと言えます。

6 人権よりカネ

企業関係者ら200人以上を引き連れた中国の李克強首相が2014年6月22日に、6日間の英国とギリシャ歴訪を終えて帰国しました。キャメロン英首相は、液化天然ガス (LNG) の対中輸出など総額140億ポンド(約2兆4000億円)超の契約にこぎ着けましたが²⁸⁾、英紙ガーディアンはキャメロン首相が共同記者会見で、発生から25年を迎えた天安門事件に触れなかったことを問題視し、李克強首相を「新たな世界秩序に歓喜」し、「新たな属国に気前よく金品を与える植民地の総督のようだ」と皮肉たっぷりに伝えていました。キャメロン首相は「人権よりカネ」を選び、これは英国の民主主義の終焉を露呈しました。

英中両国が発表した共同声明では、原則論的に「人権を保障する重要性」

27) 米国なども留保し、英国やフランスなどでは解釈宣言が行われています。また、米国では合衆国憲法修正第1条は「連邦議会は、国教の樹立に関し、自由な宗教活動を禁止し、言論または出版の自由、平和的に集会し、苦情の救済を求めて政府に請願する人民の権利を縮減する法律を制定してはならない」としていることから、「政府は、その思想自体が攻撃的あるいは不快であるからという理由だけで思想を禁止するべきではない」という原則を固持していると言われていました。他方、欧州では平等、人間の尊厳、個人の名誉などの他の憲法的価値も民主的価値を有するために、それらの権利を攻撃的な言論から保護することは言論の規制の民主的正当化事由となると考えられています。このことから、ヘイトスピーチに対する法的規制には「規制に消極的な米国」と「規制に積極的な欧州（ドイツ、フランス、英国）」という構図があると言われていました。松垣伸次「ヘイト・スピーチ規制論について——言論の自由と反人種主義との相克」SYNODOS、2013年7月24日。

28) この契約は、英石油大手BPが毎年最大150万トンのLNGを2019年から20年間、中国に供給するというものです。

が謳われていましたが、英国は「チベット独立を支持しない」と明記するとともに、原発や高速鉄道への中国からの投資を歓迎するとしていました。また、ロンドンを中国国外の人民元取引の中心にしたい英国の思惑に沿い、人民元建て貿易決済業務を担う銀行のロンドン進出も盛り込まれていました。そして、キャメロンと李克強の両首相は共同記者会見で、中国の人権問題についての質問に対して李克強首相は「発展段階や歴史・文化的背景が異なる国には、違った人権の見方があり得る」と主張し、英国が中国国内の人権問題に口出すことを封じ込めました。また、李克強首相は訪英に際して、英紙タイムズに「中国に対する誤解や偏見を正したい」と題した文章を寄稿していました。

なお、2012年5月にキャメロン首相が、チベット仏教の最高指導者ダライ・ラマ14世とロンドンのセント・ポール教会で会談したため、中国が「内政干渉と反発し、英中関係は冷却化しました²⁹⁾。キャメロンは、今後ダライ・ラマ14世と会談しないと約束し、中国の人権問題などを棚上げして経済優先の関係へと舵を切り、2013年12月のキャメロン首相の訪中（朝貢）によって英中関係は改善しました³⁰⁾。そのため、キャメロン首相は中国の圧力に屈し、人権問題をなおざりにしたと批判されていました。また、英国が2014年4月に公表した各国の人権状況に関する報告書の中では、中国が少数民族を弾圧しているため「懸念される国」に分類されていたため、中国外務省は「無責

29) 中国外務省の洪磊報道官は、キャメロン首相とダライ・ラマ14世との会談は「中国の内政問題に対する大きな干渉、中国人民に対する侮辱であり、中英関係を損なうものだ」と非難し、英国政府の報道官は「誰と会うかは、首相と副首相が決めることです。ダライ・ラマは偉大な宗教家、平和主義者です。首相は定期的にダライ・ラマと会談している」「ダライ・ラマの訪問により中英関係が損なわれることは望んでいない」と反論しました。

30) キャメロン首相は、訪中に際して「英国は中国の欧州最強の支持者となり、中国とEUが新しい自由貿易協定(FTA)を締結できるよう働きかけたい」とし、また中国誌に「西側諸国で、英国のように中国に市場を開放しようと考えている国はほかにどこにもない。中国とG8、G20、EUの間で貿易を展開していくことを望んでいる。英国は互いの理解と尊重を基礎に中国と対話を行い、共通の利益を確保したい」と寄稿していました。キャメロンの朝貢の結果、創業165年の英老舗百貨店「ハウス・オブ・フレイザー」が中国企業に買収されてしまいました。

任な発言で、中国の政治システムを無礼な形で中傷している。内政干渉を今すぐやめるべきだ」と英国政府を非難し、ロンドンで予定されていた英中両国間の人権対話の中止を通告しました。

他方、英紙タイムズとフィナンシャル・タイムズは、中国が李克強首相とエリザベス女王との会見を強要し、「応じないなら訪問を取りやめる」と恫喝したことや、李克強首相の英国到着時に空港で用意された赤絨毯が3m短かったと文句を言っていたことを報道し、英国が中国の「傲慢な態度」に耐えていると伝えていました。エリザベス女王が、国家元首ではない李克強首相と面会するのは異例で、そのため中国の劉曉明駐英大使は李克強首相の訪英が「中国外交の新たな風格を示した」と絶賛していました。しかし、それは中国の国際社会での評価が上がったのではなく、単に英国が落ちぶれただけで³¹⁾、西洋民主主義の終焉を表しています。

おわりに

東大名誉教授・中村廣治郎氏は、「イスラム国は自分たちの考えを『絶対』とし、自分たち以外を間違いと断じ、反対者を殺す。独り善がりの考え方だ。(中略)イスラムでは絶対的なものは神。人間の作るものは絶対化され

31) スペインの全国管区裁判所は2013年11月に、1980~90年代にチベットでの「ジェノサイド(民族・集団の計画的抹殺)」などに関与した容疑で中国の江沢民元国家主席、李鵬元首相、喬石元全国人民代表大会常務委員長(国会議長)ら元政権幹部5人の逮捕状を出しました。それは、スペインの法律では自国籍を持つ被害者がいる場合には、海外で起きた人権侵害でも「普遍的管轄権」によって国内法に基づいて裁くことができるからです。江沢民元国家主席らの逮捕状を出したことに、中国は「強烈な不満と断固たる反対を表明する」と反発したため、スペイン議会は2014年2月11日に人道的犯罪をめぐる外国人などを国際手配する裁判官の権限を制限する法案を賛成多数で可決し、また2月27日に国外の人道犯罪などを同国内で裁けるとした国内法の規定を制限する改正案を賛成多数で可決しました。この改正は、江沢民元国家主席らへの逮捕状発布や国際手配に強く反発する中国への配慮からスペインが自国の司法権を制限したと言われ、最大野党の社会労働党などは「経済が人権に勝った」と批判しました。スペインの全国管区裁判所は6月23日に、江沢民元国家主席らの訴追について協議し、「普遍的管轄権」の適用を厳格化する制度改正が行われたため、これを遡及適用して捜査の停止つまり訴追を断念することを決定しました。

ない。イスラム国の振る舞いは、神を絶対化しているのではなく、自分たちの考えを絶対化し、神格化させている。(中略)自分たちの考えを無理強いするために、反対者をねじ伏せている」(「読売新聞」2015年2月5日)としています。

この文章のイスラム国を白人社会などに置き換えれば、「白人社会は自分たちの民主主義を『絶対』とし、自分たち以外を間違いと断じ、制裁する。独り善がりの考え方だ。(中略)白人社会では絶対的なものは西洋型民主主義。非白人社会の作るものは絶対化されない。白人社会の振る舞いは、民主主義を絶対化しているのではなく、自分たちの西洋型民主主義を絶対化し、神格化させている。(中略)自分たちの西洋型民主主義を無理強いするために、非白人社会をねじ伏せている」となります。これが現在の西洋社会(白人社会)です。

在日米大使館が「民主主義諸国のあり方は多様で、それぞれの国の独自の政治・社会・文化生活を反映している」としているように、西洋型民主主義は西洋文化を反映しています。近代に入って西洋の文化が国際儀礼として標準化されたため³²⁾、日本の左側優先文化に対して西洋の右側優先文化が強要され、左右が入れ替えられたものがあります。日本に限らず、西洋文化の押し付けは東洋では多くみられます。西洋型民主主義を絶対化し、他国に無理強いする西洋文化、そのひとつの象徴としての西洋型民主主義は、遅からず終焉する運命にあったと言えます。

32) 国際司法裁判所規程第38条は「裁判所は、付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務とし、次のものを適用する。(a) 一般又は特別の国際条約で係争国が明らかに認めた規則を確立しているもの (b) 法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習 (c) 文明国が認めた法の一般原則 (d) 法則決定の補助手段としての裁判上の判決及び諸国の最も優秀な国際法学者の学説。但し、第59条の規定に従うことを条件とする」(第1項)、「この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平及び善に基づいて裁判をする権限を害するものではない」(第2項)と規定しています。そして、「文明国が認めた法の一般原則」の「文明国」とは西洋をいい、西洋の民主主義、思想、文化が基準とされています。国際司法裁判所規程にも西洋の絶対化がみられます。